

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略)</p> <p>ア 端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ア欄及びイ欄、第3欄、第4欄①欄並びに2-1-1-2第2欄）に限ります。以下本欄(12)までにおいて同じとします。）については、専用サービス契約約款に規定する線式等及び保守の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 2（料金額）2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能については、<u>専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの保守の区別に準じて適用する</u>2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ②欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ①欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>ク～タ (略)</p> <p>チ 2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(7)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ②欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線につ</p>

区 分	内 容
(1)～(7)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略)</p> <p>ア 端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄及び2-1-1-2第1欄）に限ります。以下第12欄までにおいて同じとします。）については、専用サービス契約約款に規定する線式等の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 2（料金額）2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>キ 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ③欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ①欄に規定する加算料を、<u>それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ②欄に規定する加算料を</u>適用します。</p> <p>ク～タ (略)</p> <p>チ 2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(7)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線につ</p>

	いて2-1-1-2第2欄ア②欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ①欄に規定する基本料を適用します。
(8)-2~(9)	(略)
(10)	(略) ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、ATM専用サービス（以下「ATM専用」といいます。ATM専用には、第1種ATM専用サービス、第2種ATM専用サービスの種類があり、それぞれ「第1種ATM専用」、「第2種ATM専用」といいます。））、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。） <u>及び保守の区別に準じて基本料及び加算料を適用します。</u> エ～ク (略)
(10)-2~(28)	(略)
(29)	
<u>(30)</u>	(略)

	いて2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ①欄に規定する基本料を、 <u>それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ②欄に規定する基本料を適用します。</u> <u>ツ 2-1-1-1第4欄(7)欄及び(イ)②欄に規定する機能に係る保守の区別については、その電話重畳する当社の電話サービスの契約者回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</u>						
(8)-2~(9)	(略)						
(10)	(略) ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、ATM専用サービス（以下「ATM専用」といいます。ATM専用には、第1種ATM専用サービス、第2種ATM専用サービスの種類があり、それぞれ「第1種ATM専用」、「第2種ATM専用」といいます。））、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、 <u>また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。</u> エ～ク (略)						
(10)-2~(29)	(略)						
<u>(30) 保守の区別</u>	第8欄及び第10欄並びに2（料金額）に掲げる保守の区別については、以下のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="1368 799 2092 1123"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>タイプ1</u></td> <td><u>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</u> <u>ア タイプ1-1</u> <u>保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</u> <u>イ タイプ1-2</u> <u>保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>タイプ2</u></td> <td><u>保守対応時間が限定されていないもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	<u>タイプ1</u>	<u>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</u> <u>ア タイプ1-1</u> <u>保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</u> <u>イ タイプ1-2</u> <u>保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</u>	<u>タイプ2</u>	<u>保守対応時間が限定されていないもの</u>
区 別	内 容						
<u>タイプ1</u>	<u>以下の保守対応時間外に修理又は復旧の請求を受けたときに、その請求を受けた時刻以後の直近の保守対応時間においてその修理又は復旧に着手するもの</u> <u>ア タイプ1-1</u> <u>保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</u> <u>イ タイプ1-2</u> <u>保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの</u>						
<u>タイプ2</u>	<u>保守対応時間が限定されていないもの</u>						
<u>(31)</u>	(略)						

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備考		
(1) PHS 基地局回 線機能	基地局回線により接続する機能	1 回線ご とに	(略)	(略)		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末 回線伝送 機能(第 5条(標 準的な接 続箇所) 第1項の 表中第5 欄で接続 する場 合)	端末回 線によ り伝送 を行う 機能	ア 2線式のも の	(7) 保守の区別がタ イプ <u>1</u> のもの	1 回線ご とに	(略)	—————
			<u>(イ)</u> (7)以外のもの	1 回線ご とに	(略)	
		イ (略)		(略)	(略)	
		ウ 1芯式のも の	(7) 保守の区別がタ イプ <u>1</u> のもの	1 回線ご とに	(略)	
	<u>(イ)</u> (7)以外のもの		1 回線ご とに	(略)		
	エ 2芯式のも の	(7) 保守の区別がタ イプ <u>1</u> のもの	1 回線ご とに	(略)		
		<u>(イ)</u> (7)以外のもの	1 回線ご とに	(略)		

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備考		
(1) PHS 基地局回 線機能	基地局回線により接続する 機能	ア 保守の区別がタ イプ <u>1-1</u> のもの	1 回線ご とに	(略)		
		イ 保守の区別がタ イプ <u>1-2</u> のもの	1 回線ご とに	1,547円		
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末 回線伝送 機能(第 5条(標 準的な接 続箇所) 第1項の 表中第5 欄で接続 する場 合)	端末回 線によ り伝送 を行う 機能	ア 2線式のも の	(7) 保守の区別がタ イプ <u>1-1</u> のもの	1 回線ご とに	(略)	—————
			<u>(イ)</u> 保守の区別がタ イプ <u>1-2</u> のもの	1 回線ご とに	1,256円	
			<u>(ウ)</u> (7) <u>(イ)</u> 以外のも の	1 回線ご とに	(略)	
		イ (略)		(略)	(略)	
		ウ 1芯式のも の	(7) 保守の区別がタ イプ <u>1-1</u> のもの	1 回線ご とに	(略)	
			<u>(イ)</u> 保守の区別がタ イプ <u>1-2</u> のもの	1 回線ご とに	4,695円	
	<u>(ウ)</u> (7) <u>(イ)</u> 以外のも の		1 回線ご とに	(略)		
	エ 2芯式のも の	(7) 保守の区別がタ イプ <u>1-1</u> のもの	1 回線ご とに	(略)		
		<u>(イ)</u> 保守の区別がタ イプ <u>1-2</u> のもの	1 回線ご とに	9,390円		
		<u>(ウ)</u> (7) <u>(イ)</u> 以外のも の	1 回線ご とに	(略)		

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		1回線ごとに	(略)	_____	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ <u>1</u> のもの	1回線ごとに	(略)	_____
					<u>B</u> A以外のもの	1回線ごとに	(略)	_____
② 電話重畳する場合	1回線ごとに	(略)	_____					

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		1回線ごとに	(略)	_____	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	① <u>保守の区別がタイプ1-1のもの</u>	1回線ごとに	(略)	_____
					<u>保守の区別がタイプ1-2のもの</u>	1回線ごとに	93円	_____
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ <u>1-1</u> のもの	<u>B 保守の区別がタイプ1-2のもの</u>	1回線ごとに	1,266円	_____			
		<u>C A B以外のもの</u>	1回線ごとに	(略)	_____			
② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ <u>1-1</u> のもの	<u>B 保守の区別がタイプ1-2のもの</u>	1回線ごとに	33円	_____			
		<u>保守の区別がタイプ1-2のもの</u>	1回線ごとに	(略)	_____			

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されるに限ります。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		1回線ごとに	(略)	—	
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① ② 以外の場合	A 保守の 区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	(略)	—
				B A以外のもの	1回線ごとに	(略)	—
			② 電話重畳する場合		1回線ごとに	(略)	—

	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されるに限ります。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合		1回線ごとに	(略)	—
		(イ) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① ② 以外の場合	① 保守の 区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	736円
				B 保守の 区別がタイプ2のもの	1回線ごとに	1,909円
				C A B以外のもの	1回線ごとに	(略)
		② 電話重畳する場合	A 保守の 区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	(略)	—
			B 保守の 区別がタイプ2のもの	1回線ごとに	676円	—

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)			1回線ごとに	(略)		
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)			1回線ごとに	(略)		
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	(略)		
			② ①以外のもの	1回線ごとに	(略)		
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	1回線ごとに	(略)	
				② ①以外のもの	1回線ごとに	(略)	

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)			
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	397円			
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)			
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	7,421円			
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,695円		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	(略)		
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,695円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	(略)	

	イ 光信号主 端末回線(光 局外スプリ ッタを含む もの)によ り1芯にて 伝送を行う 機能	(ア) 分岐できる光信号 分岐端末回線の数が8 を限度とするもの	① 保守の 区別がタ イプ <u>1</u> のもの	1回線 ごとに	(略)	_____
			② ①以外 のもの	1回線 ごとに	(略)	
		(イ) 分岐できる光信号 分岐端末回線の数が4 を限度とするもの	① 保守の 区別がタ イプ <u>1</u> のもの	1回線 ごとに	(略)	
			② ①以外 のもの	1回線 ごとに	(略)	
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 光信号 主端末回 線(光局外 スプリッ タを含む もの)によ り1芯にて 伝送を行う 機能	(ア) 分岐できる光信号 分岐端末回線の数が 8を限度とするもの	① 保守の 区別がタ イプ <u>1</u> - <u>1</u> のもの	1回線 ごとに	(略)	_____
			② 保守の 区別がタ イプ <u>1</u> - <u>2</u> のもの	1回線 ごとに	5,066円	
			③ ①②以 外のもの	1回線 ごとに	(略)	
		(イ) 分岐できる光信号 分岐端末回線の数が 4を限度とするもの	① 保守の 区別がタ イプ <u>1</u> - <u>1</u> のもの	1回線 ごとに	(略)	
			② 保守の 区別がタ イプ <u>1</u> - <u>2</u> のもの	1回線 ごとに	4,973円	
			③ ①②以 外のもの	1回線 ごとに	(略)	
(7)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(1) 略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	① 保守の区別がタイプ <u>1</u> のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	(略)	—	
			② ①以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	(略)		
		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの		① 保守の区別がタイプ <u>1</u> のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに		(略)
				② ①以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに		(略)

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考	
(1) 略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	① 保守の区別がタイプ <u>1-1</u> のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	(略)	—	
			② 保守の区別がタイプ <u>1-2</u> のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	543円		
		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの		① 保守の区別がタイプ <u>1-1</u> のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに		(略)
				② 保守の区別がタイプ <u>1-2</u> のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに		532円

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	(略)	—
			② ①以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	(略)	
		(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	(略)	
			② ①以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	(略)	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料		1 固定無線基地局伝送路ごとに	(略)	—	
	イ (略)		(略)	(略)	(略)	
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

2-1-2 (略)
2-1の2~2-5 (略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	(略)	—
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	5.066円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	(略)	
		(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	(略)	
② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに		4.973円			
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料		⑦ 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	(略)	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	16.027円	
	イ (略)		(略)	(略)	(略)	
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

2-1-2 (略)
2-1の2~2-5 (略)

		1回線ごとに月額	
区分	料金額	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	備考
通信路設定伝送機能	ア(略)	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
	ウ第1種ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)

		1回線ごとに月額	
区分	料金額	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	備考
通信路設定伝送機能	ア(略)	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
	ウ第1種ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		4.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)
		5.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)

2-6の2~2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.3924 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.4459 円	——

2-6の2~2-9 (略)

2-10 公衆電話機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.3999 円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	0.4545 円	——

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成18年10月1日から実施します。

(網使用料の精算に関する特例措置)

2 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-1第3欄ア欄、第4欄、第5欄、通信路設定伝送機能(いずれも保守の区別がタイプ1-2のものに限ります。)及び公衆電話機能に係る網使用料(以下この項において「本件網使用料」といいます。)の算定に用いる保守換算係数の実績(以下この項において「実績換算係数」といいます。)を把握した場合において、その実績換算係数と現に本件網使用料の算定に用いている保守換算係数との間で差分が生じたときに、本件網使用料を変更したときは、第74条(網使用料等の精算)の規定にかかわらず、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用した本件網使用料について、変更前の網使用料と実績換算係数を用いて算定する変更後の網使用料(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第11条第9項、第12条及び第13条に係る部分については、変更前の網使用料の算定に用いられた率と同率を適用したものとします。)との差額(以下この項において「差額」といいます。)に係る精算について、以下の算出式により計算した額を協定事業者と精算するものとします。

精算する額 = (差額のうち保守換算係数の差分によるもの + 差額のうち保守換算係数の差分によらないもの × 1/2) × 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの期間において本件網使用料を適用した需要の実績値

3 当社は、端末回線伝送機能2-1-1-1第1欄、第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄並びに2-1-1-2第2欄イ欄及び第3欄ア欄に係る網使用料(保守の区別がタイプ1-2のものに限ります。以下この項において「本件網使用料」といいます。)の算定に用いる保守換算係数の実績(以下この項において「実績換算係数」といいます。)を把握した場合において、その実績換算係数と現に本件網使用料の算定に用いている保守換算係数との間で差分が生じたときに、本件網使用料を変更したときは、当社は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間に適用した本件網使用料について、変更前の網使用料と実績換算係数を用いて算定する変更後の網使用料との差額(以下この項において「差額」といいます。)に係る精算について、以下の算出式により計算した額を協定事業者と精算するものとします。

精算する額 = 差額のうち保守換算係数の差分によるもの × 平成18年10月1日から平成19年3月31日までの期間において本件網使用料を適用した需要の実績値